公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター生活資金貸付に関する補助要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、厚木市自治体提携勤労者生活資金貸付により、生活資金（以下「資金」という。）を借り受けた者に対し、信用保証料の一部と貸付金利の協調倍率による差額分を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「信用保証料」とは、一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「労信協」という。）の保証料をいう。

（補助対象）

第３条　補助対象者は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの会員であり、厚木市自治体提携勤労者生活資金貸付により、資金を借り受けた者をいう。

（補助額）

第４条　補助額は、資金を借り受けた者が支払った信用保証料のうち、16,100 円を限度に補助する。

２　貸付金利の協調倍率「３倍」と協調倍率「１倍」の金利差分を年度毎に補助する。ただし、年度末における資金の借入残高があることを条件とする。

３　金利は、中央労働金庫厚木支店発行の金利一覧を参考とする。

（補助申請）

第５条　生活資金貸付に関する補助を受けようとする者は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター信用保証料等補助金交付申請書にろうきんローン申込書兼保証依頼書（写し）を添えて理事長に申請しなければならない。

（補助金の交付）

第６条　理事長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助するときは公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター信用保証料等補助金交付決定通知書により、補助しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第７条　理事長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、直ちにその者から補助金を返還させるものとする。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。